

○厚生労働省告示第百八十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第七十七条の六第一項の規定に基づき、同法第七十七条の二第一項の規定による指定を取り消したので、同法第七十七条の六条第三項の規定により公示する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

医薬品の名称

予定される効能又は効果

届け出た者の氏名又は名称及び住所
取消年月日

MC710（乾燥濃縮血液凝固第Ⅷ因子又は第Ⅸ因子に対するインヒビター

子加活性化第Ⅶ因子を保有する先天性血友病患者

者）
者の出血抑制

グラチラマー酢酸塩

再発寛解型多発性硬化症における再発頻度の軽減

テバファーマステーイカル株式会社
東京都中央区八丁堀三丁目二

十五番七号

平成二十六年
十月十六日